

次期広島県中山間地域振興計画の策定について

1 要旨・目的

令和 2 年度に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（以下「第Ⅱ期計画」という。）」が令和 7 年度をもって終期を迎えることから、引き続き、中山間地域の振興に向けて、県民、市町、県が密接な連携の下で、総力を結集して総合的な取組を進めていくため、次期計画を策定する。

2 現状・背景

第Ⅱ期計画の策定から約 4 年が経過し、中山間地域では人口減少が一層進むと推計されるなど、情勢変化が生じている。

また、第Ⅱ期計画策定時に検討課題としていた事項について、有識者により検討いただいた「広島県における今後の集落対策 最終取りまとめ」（令和 6 年 2 月）を踏まえ、令和 6 年 10 月に、今後あらゆる主体が一体となって取り組む集落対策の推進計画を第Ⅱ期計画を補完するものとして策定したところである。

こうした状況を踏まえるとともに、第Ⅱ期計画の取組の成果や課題を反映させながら、次期計画の策定を行う必要がある。

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度

(2) 策定に当たっての考え方

ア 視点

- ・ 将来を展望する上で必要な社会情勢の変化への対応
- ・ 第Ⅱ期計画における取組の成果や課題を踏まえた新たな対応策の検討
- ・ 第Ⅱ期計画（集落対策の推進）の統合 など

イ 市町との連携

- ・ 知事と関係市町の長で構成する「中山間地域振興協議会」において議論を進める。

(3) 取組の方向

ア 目指すべき姿

第Ⅱ期計画において普遍的なものとして定めたもので、次期計画においても踏襲する。

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの資産が、
守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、
地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、
心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域

イ 目指すべき姿の実現に向けた取組の方向性

第Ⅱ期計画に掲げる施策の3つの柱（「人づくり」、「仕事づくり」、「生活環境づくり」）
に沿い、取組内容等について検討する。

(4) 根拠法令

広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）第7条

4 スケジュール

令和6年度 次期計画の骨子案作成に向けた調査及び検討（～3月）

- ・ 中山間地域に関する住民意識調査
- ・ 第Ⅱ期計画の振り返り
- ・ 市町担当課長との意見交換及び庁内会議の開催
- ・ 中山間地域振興協議会での意見交換 など

令和7年度～ 骨子案作成

素案作成

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

次期計画策定

具体的なスケジュールは、
ひろしまビジョン見直しの
スケジュールを踏まえて調整

5 その他（関連情報等）

(1) 広島県中山間地域振興条例、第Ⅱ期計画（集落対策の推進計画を含む。）

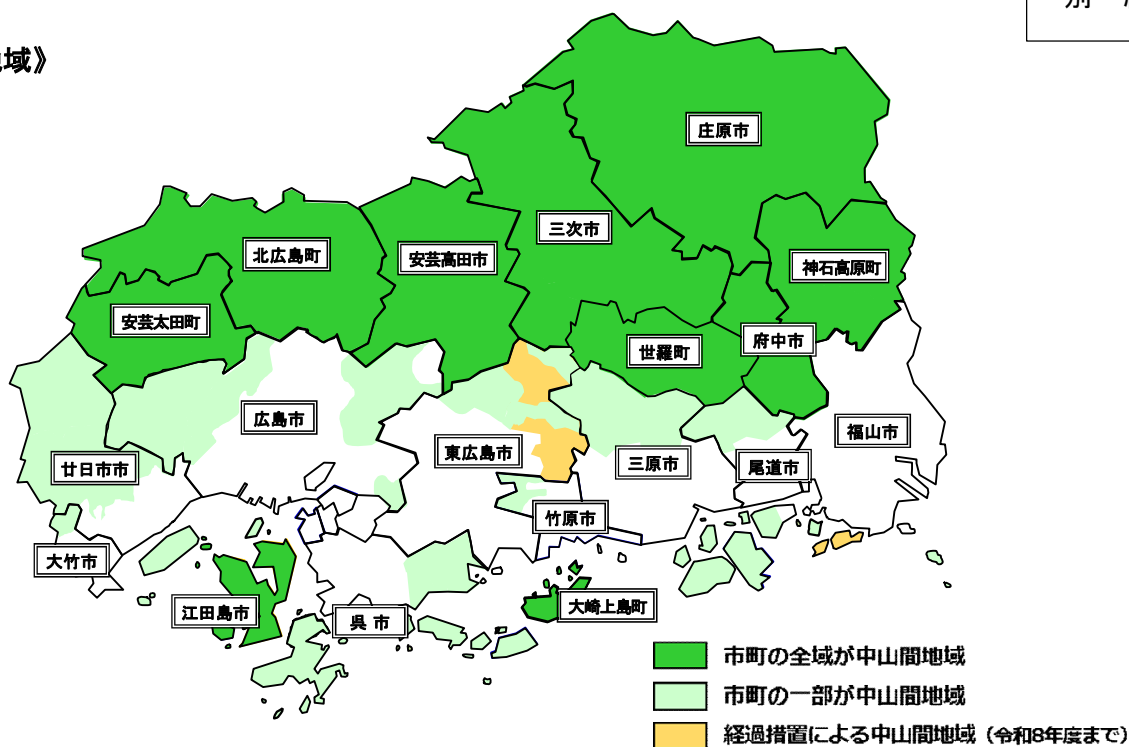
県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/chuusankanchiikishinkoujourei/>

(2) 対象地域、第Ⅱ期計画の施策体系

別紙のとおり

《対象地域》



《第Ⅱ期計画の施策体系》

